様式第4号（第8条関係）

第　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　様

穴水町長

穴水町地域コミュニティ施設等再建支援補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けで交付申請のあった穴水町地域コミュニティ施設等再建支援補助金について、穴水町地域コミュニティ施設等再建支援補助金交付要綱第8条の規定により下記のとおり交付決定したので通知します。

記

１　対象施設名

２　補助対象事業費　　　　　　　　　　円

３　交付決定額　　　　　　　　　　　　円

４　交付の条件は次のとおり

・　補助事業に要する予算を変更し、又は補助事業の内容を変更しようとするときは、町長の承認を受けなければならない。

・　補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、町長の承認を受けなければならない。

・　補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、遅延なく町長に報告して、その指示を受けなければならない。

・　補助事業終了後、実績報告書を町長に提出しなければならない。

・　補助条件に違反したとき、又は不正行為がなされたとき、その他町長が補助を不適当と認めたときは、補助を取り消し、若しくは交付決定額を減じ、既に交付されたものについては返還を命ずることがある。

・　監査委員が必要と認めたときは、地方自治法第199条第7項の規定により監査をすることがある。

・　町長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により、その状況を調査し、又は報告を徴することがある。